三重県立四日市商業高等学校　生徒心得

１　学校生活について

（１）登下校について

①　始業時（午前８時５０分）には自席に着席する。

②　欠席や遅刻をする場合は、午前８時２０分までに保護者が学校に連絡する。

③　遅刻、早退をする場合は、生徒指導部で必要事項を記入し、担任または授業担当者に連絡する。

（２）授業及び休み時間について

①　ＳＨＲ、授業、集会、放送等の連絡を聞き、その指示に従って行動する。

②　各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。

③　教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動する。

④　授業で与えられた課題や宿題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。

⑤　始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。

⑥　保健室で休養した場合は、その旨を担任または授業担当者に報告する。

（３）考査について

①　座席は指定された場所に着席すること。

②　教科書、ノート、プリント等は鞄に入れ教室の前後に置き、机の中は空にする。

③　特に指示のない場合を除き、机上には筆記用具と消しゴムのみとすること。ティッシュを使用する際は、テスト監督の教員に申し出て、事前に許可を得る。

④　不正行為やまぎらわしい行為はしない。

⑤　体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。

（４）校内生活について

①　校内では制服を着用すること（部活動時は除く）。

②　携帯電話は学校敷地内では電源を切り、鞄の中に入れる。

③　持ち物の自己管理を徹底し、貴重品は常に身に付けるか、貴重品袋を利用する。

④　教室、ロッカー、部室等の整理整頓を心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。

⑤　本校指定のスリッパ、体育館シューズを履き、上下兼用しない。

⑥　避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。

（５）懲戒について

以下の行為は、懲戒（処分としての懲戒、指導としての懲戒）対象となる。

①　犯罪行為

暴行、万引き、窃盗幇助等

②　ぐ犯・不良行為

喫煙、いじめ、喧嘩、不正乗車、迷惑行為等

③　その他

指導拒否、暴言、怠学、考査不正行為、免許無断取得、無断アルバイト、携帯電話使用違反等

２　校外生活について

（１）生活の基本について

①　泗商生としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。

②　外出する際は、家族に行き先、用件、帰宅時間等を伝える。

③　夜間の外出（午後１０時から午前５時まで）は慎む。

④　休日や長期休業中においても、規則正しい生活習慣を心がける。

⑤　住所変更等、家庭状況に変化があった際は、担任に申し出る。

（２）アルバイトについて

アルバイトは、本分である学習や健康に影響を与える事があるため原則禁止。ただし、長期休業中に限り次の条件を満たしていれば所定の手続きの上認める。

①　学業成績が不良でない。

②　危険やアルコール類を主に提供する業務等、高校生が従事するのが不適切であると判断される業務のアルバイトは禁止する。

③　勤務条件（勤務時間・時給・勤務内容等）が、法令に反している業務のアルバイトは禁止する。

また、家庭の事情がある場合は個別に協議し、「特別アルバイト」を認めることがある。

３　服装・身だしなみについて

いつでも面接試験を受けられる頭髪・服装・身だしなみ

（１）制服

①　登下校時は、学校指定の上衣、ズボン、スカート、夏用スカート、シャツ・ブラウス、夏用ポロシャツを着用する。

②　衣替え期間は設けないが、各自が時期や気候等に応じて学校指定の制服を着用する。

③　制服の変形や改造は行わないこと。

④　やむを得ず異装しなければならないときは、生徒指導部に申し出る。

（２）靴下、タイツ、ストッキング

無地で華美でないものを着用する。

（３）通学鞄

指定鞄は定めないが、フタまたはファスナー付きで、教科書・ノート等を持ち運ぶのに適した鞄を使用する。

（４）通学靴

運動靴・ジョギングシューズまたは革靴とし、安全に通学できる靴を使用する。

（５）防寒具

登下校時に限り、学校指定のウィンドブレーカーの着用を認める。

また、セータ・カーディガンは、華美でなく上衣の袖口、裾、襟からはみ出さないもの。

（６）頭髪

①　染色やパーマ等、生まれつきの髪を加工しない。

②　奇抜で極端な髪型等、不自然な髪型は禁止する。

（７）化粧、装飾品（カラーコンタクト、アイプチ、色つきリップクリーム、ピアス等）

禁止する。

４　通学について

（１）交通法規やマナーを遵守し、泗商生として自覚のある行動をとる。
（２）公共交通機関の利用者は、マナーを守り、他人に迷惑をかけないよう注意する。
（３）自転車・原付通学者は交通道徳を守り、交通安全を心がける。また、駐輪場を使用の際は通行の妨げとならないよう、きちんと整列させ、施錠する。
　自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、学校ステッカーの発行を申し込む。買い換え等でステッカーの発行を希望する者は、生徒指導部で手続きをとる。
（４）自転車の運転時はヘルメットをかぶるよう努めること
（５）自家用車の送迎は付近住民の迷惑になるため原則として禁止する。
ただし、怪我等で通学困難な場合は生徒指導部へ送迎許可証の発行を申し出る。
（６）原付自転車運転免許の取得及び原付による通学は原則として禁止する。ただし、やむをえず取得の必要が生じた生徒は、交通不便地からの通学者等の条件に合致するかを検討のうえ２年生より認めることもある。

５　運転免許取得について

　３年生で自動車学校通学を希望するものは、生徒指導部の「自動車学校通学説明会」を受講後、所定の手続きを行い、条件を満たした者について定められた許可期間より通学を認める。

６　生徒心得の変更について

①　生徒会執行部は生徒議会の審議を経て、承認を得た後、学校に対して生徒心得の変更（追加、改正または廃止）を求めることができる。
②　前項の規定に基づく求めがあったとき、又は変更が必要だと判断した場合は、生徒会執行部や保護者、教職員等から意見を聴取するとともに関係分掌、委員会等で審議し、学校が変更を決定する。